

# 子育て支援・少子化対策に関する基本計画の骨子（案）

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨**  
すべての県民が一体となって子育て支援・少子化対策に取り組むための目標を示し、それぞれの役割を示すもの
- 2 計画の性格・役割**
  - 子育て支援・少子化対策条例に基づく計画
  - 次世代育成支援対策推進法に基づく計画
  - 【新】子ども・子育て支援法に基づく県の子ども・子育て支援事業支援計画
  - 【新】子ども・若者育成支援推進法に基づく計画
- 3 計画の期間**  
平成27年度～31年度（5年間）

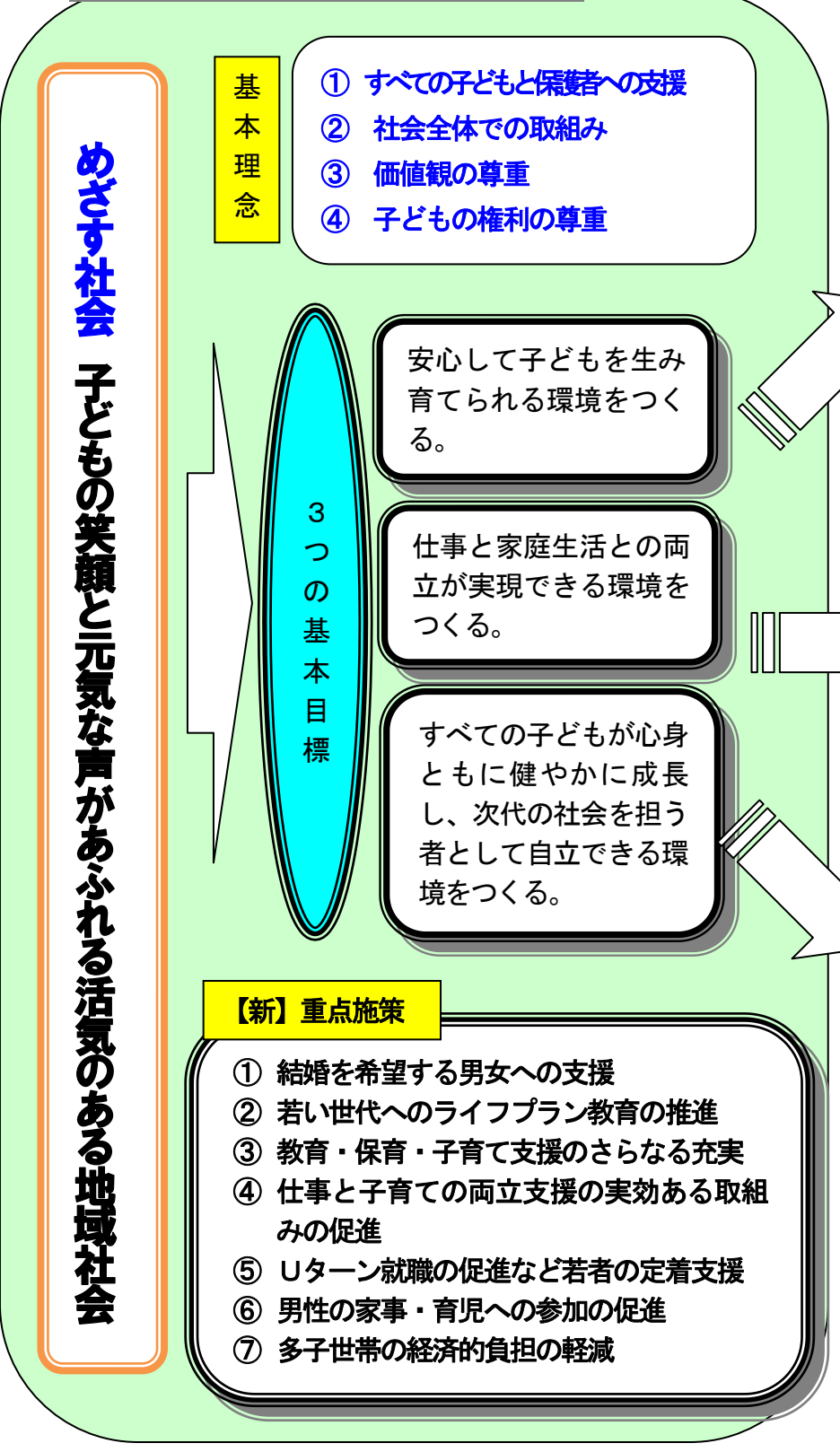
## 第2章 計画策定の背景

- 1 少子化の進行**

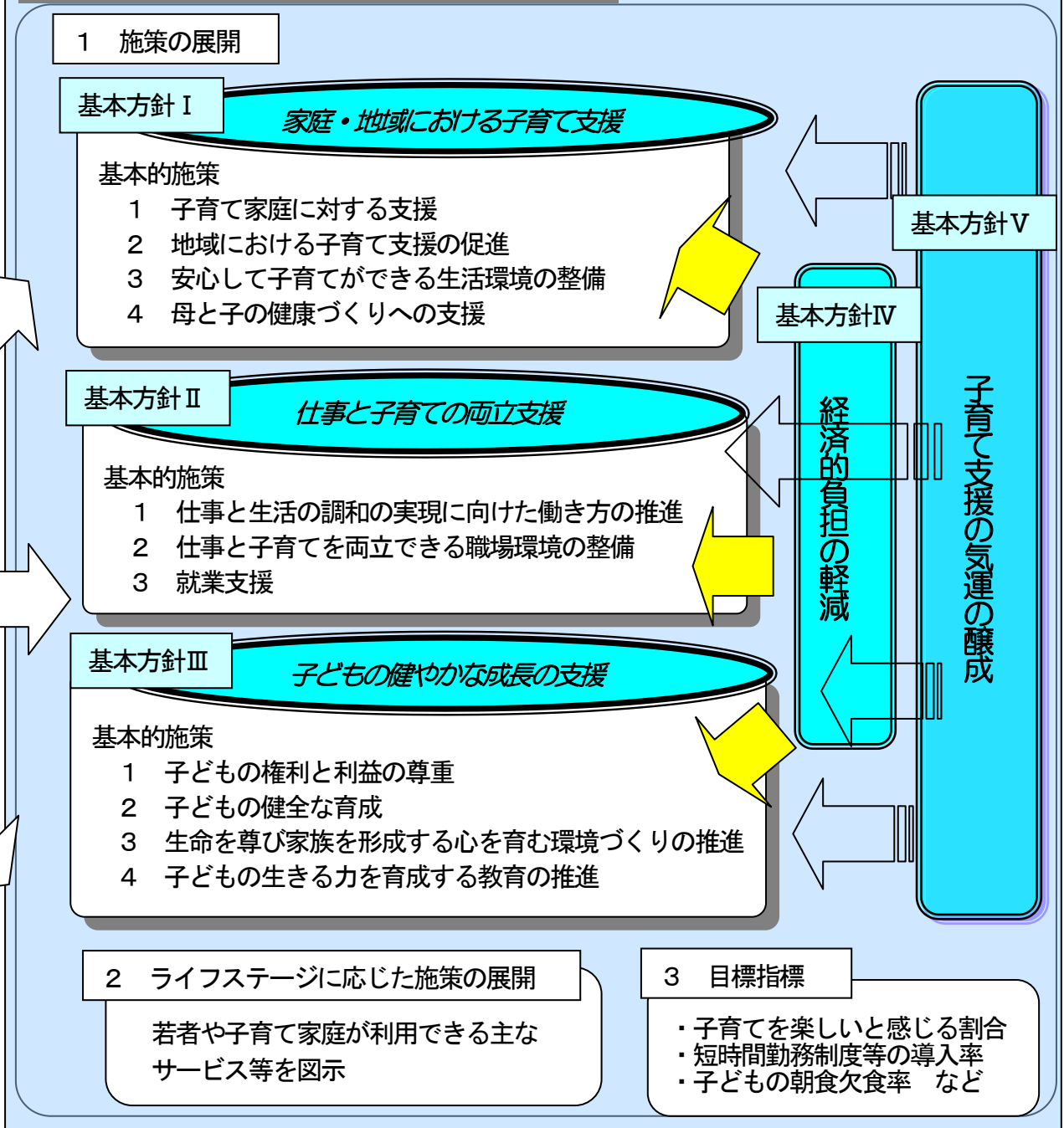
少子化の進行（出生数、出生率の低下）  
 （要因）□未婚化・晩婚化・非婚化の進行、  
 □初産年齢の上昇、夫婦の出生力の低下  
 （背景）■結婚に対する意識の変化  
 ■出会いの機会の減少と経済的不安  
 ■子育ての経済的、精神的負担感  
 ■子どもの数の理想と現実のギャップ  
 （影響）○子どものすこやかな成長への影響  
 ○地域社会への影響  
 ○地域経済への影響
- 2 子どもと子育て家庭などを取り巻く環境**

（家庭と地域社会の状況）  
 □家族形態の変化  
 □親からの支援  
 （仕事と子育ての状況）  
 □子育て期の女性の高い就業状況  
 □仕事と子育ての両立の難しさ  
 □育児休業の取得状況  
 （子どもの状況）  
 □不登校、いじめ  
 □児童虐待

## 第3章 計画の目標と基本方針



## 第4章 子育て支援・少子化対策の具体的な展開



## 第5章 幼児期の教育・保育の見込み、確保方策

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 計画期間における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保およびその実施時期

## 第6章 計画の推進

- 1 主体の役割と協働
  - 2 国への提言・要望
- ・県民、保護者、事業者、行政（県、市町村）の役割とともに、互いにパートナーシップのもとに連携を図り、取り組んでいく。  
 ・国に対して、地域の実情等に関わる必要な提言・要望等行う。  
 ・子育て支援・少子化対策県民会議において、施策の点検・評価を行い、公表。その際、目標指標と目標値を設定し、PDCAサイクルによるフォローアップを行い、目標達成をめざす。